

Title	奥村宏著 法人資本主義の構造：日本の株式所有
Sub Title	Hiroshi Okumura, The structure of corporate
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.1 (1976. 1) ,p.59- 60
JaLC DOI	10.14991/001.19760101-0059
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19760101-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19760101-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

への重要な手がかりとして、永年の御研究からスミスの市民社会体系を有力な媒介項であることを示唆された。そしておそらく、スミスとらんでリストも問題となるであろう。しかしわたくしは、こうしたマルクス・スミス・ヴェーバーの問題とらんで、マルクス・カウツキー・ヴェーバー、あるいは新カント派との関連から、マルクス・ペルンシュタイン・ヴェーバー、あるいはローザ・レーニン・ヴェーバーという路線も考えられるであろう。またルカーチなどは、どういふ関係にあるのであろうか。われわれはいま、「マルクス/ヴェーバー問題」は、19世紀末から今世紀初頭、さらに第1次世界大戦に至る革命と動乱のなかで活動したヴェーバーの同時代の思想と行動を意識しつつ、研究にとりくむべき段階に到達したように思われる。現代という時代が、これを要求しているといえ、言いすぎであろうか。

以上で、本書にたいする紹介は終るが、最後に、吉稀も超えられてなお青年のような熱情を秘められる高島先生に敬意を表したい。先生は覚えておられないと思うが、昭和45年頃だったと思う。関東学院大学で、経済学史学会関東部会（リカードウ派社会主義がテーマであり、先生も、トムソンの婦人論に関連して発言された）が開かれた折に、清水嘉治氏の御紹介で、はじめて先生におめにかかる機会をえた。会が終って、どこかの料亭でのくつろいだ雰囲気だったためか、自己紹介の席で私は、甚だ僭越にも、「高島先生の『社会科学入門』に優るとも劣らぬ社会科学方法論を将来書くつもりです」とつい口をすべらしてしまつた。小林昇教授が、「では、わたくしたちが証人になりましょう」と、にこやかに言われた。それから5年以上も経つのに、私は、留学やイギリス社会運動思想や日本経済学史の研究や講義に追われて、「マルクス/ヴェーバー問題」については、何もしていない。大塚教授と同じく、研究者として致命的ともいふべき肉体的欠陥を克服された高島先生の前に、私は内心扭ねたるものを感じている。いつの日か、この問題について、先生の学問的な御労作をうけつぐ著作を成しとげることができるであろうか。

(1975年7月、紀伊国屋書店発行、A5判、366頁、2400円)

飯 田 鼎 (経済学部教授)

奥村 宏 著

### 『法人資本主義の構造』

——日本の株式所有——

現代資本主義のもとで、企業体制は、一方における独占化の進展と、他方で金融諸機関との関連を中核として、それ以前の段階に比して大きな変貌をとげてきた。このことは、近代株式会社の機能、とくに資本調達や企業支配の面について、つとに指摘されてきたところであった。その典型は、バーリ、ミーンズの『近代株式会社と私的所有』によって経営者支配論として具体化された。株式所有の分散による少数株式所有者の会社支配の後退と中立的経営者の支配なるシエーマは、現代資本主義のもとでの企業分析の一つの重要な典拠とされてきたものである。「所有と経営の分離」なる仮説も同様の役割を果たしてきたといつてよいであろう。これが、さらには「経営者革命」論として、冷戦イデオロギーの一端を担うことにもなったのである。

しかし、バーリ、ミーンズ以来の仮説は、第2次大戦後における株式所有における機関投資家 (institutional investor) の比重の増大という事実の前に再検討を余儀なくされるにいたつた。このことは、こと米国に限つたことではなく、高度成長期のわが国においても、次第に顕著なものとなり、近年、各方面からその検討が進められるに至っている。本書は、こうした背景の中から、従来の仮説に鋭く切り込んで、独自の仮説の定立を意図した、野心的労作といふべきだろう。著者奥村氏は、従来より、株式所有構造に分析を加えられて「法人化現象」なる総体的特徴づけを主張され、それを、資本主義の構成そのものにかかわる問題として把握されることによって、法人資本主義なる概念を措定される。

本書は全4編からなる。第1編株式所有の分散と集中——歴史分析では、戦前の財閥を中心とした持株会社による資本所有の展開と解体、その後の株式所有の分散と集中の過程が、財閥の再編成としての企業集団と、独立巨大企業の双方に即して分析される。第2編法人所有の構造は、株式所有の法人化現象という著者の規定の実証的分析で、そこから、相互持合いなる株式法人所有の実態を明らかにされる。第3編株式相互持合いでは、相互持合への必然的傾向とその矛盾が、それぞれの企業集団および、個別企業に即して分析され、日本的「経営者支配」の実態が解明される。第4編法人資本主義の構造では、第1～3編の分析の成果

を、具体的に株式所有をもたらす、株式の取引関係に即して法人資本主義の矛盾として総括しようとする。

著者によれば、法人資本主義は、現代資本主義に共通した現象であり、資本主義の発展の方向をも示すのであるが、しかし、米国にみるごとく、それは機関投資家としての銀行の信託業務を通じての巨大産業企業との関連と支配という形態をとるものでなく、したがって、法人資本主義が各国的特長を有するものであることを確認する必要がある、ということになる。この点で、日本における単に企業集団内部においてのみならず、独立巨大企業においても共通した現象としての株式相互持合いなる現象が、法人資本主義の日本における展開の中心におかれ、それとの関連で、証券市場の独特な問題性を浮び上がらせようとする。著者は、まずこれを、歴史分析を通じて明確にされようとする。そこから、戦前において、財閥本社の持株関係を通じての支配のなかに相互持合い傾向が顕著にみられたことを指摘されている。しかし、この傾向がより明確になるのは、戦後、財閥解体等によって、戦前の生産力を支えた資本所有関係の混乱した状態を独占禁止法の改正とともに安定化しようとしたところにあるとされる。例えば、相互持合いへの契機は、旧財閥の企業集団が、外部からの株式の買占めに対抗して取った措置であるとする。

奥村氏によると、昭和30年代以降展開される、系列融資——宮崎義一氏の系列ワンセット仮説——仮説は、それが、機能面をみた論議である限り、現実の誤認にもとづくものとし、戦後の株式所有の混乱とそれへの相互持合い等による対応から、金融機関、とくに都市銀行の株式所有関係を基礎に展開されるものだとしている。そしてこのさい、信託銀行名義の株式を算入する宮崎氏の所説を批判され、投資信託による株式所有をのぞいてなお、特長的株式所有構造が形成されたといわれる。もともと利回りの低い株式所有に銀行をかりたてるものはなにか、この銀行行動の合理性を欠く側面こそが、戦後日本の法人所有の構造を如実に物語っている。

本書は上記のような視点から、従来日本における金融構造の規定要因であったと考えられる基本的関係にたいして、いくつかの批判的視点を提示している。前述の「系列融資」もその一つであるが、いま一つ、資金偏在論についても、興味深い分析が加えられている(87頁以下)。そこでは、著者に、資金偏在が、都市銀行の資金力の低下を前提に主張された点から、この資

金力の低下をもたらした原因を、系列融資による支配から株式所有による支配へ視点を移して検討するよう迫っている。すなわち、企業集団による外延的膨張や、系列化が、融資によってなされるには限界があるのであって、それが、円環的相互持合いによってなされていたとするのである。

さらに、石油ショック以来批判の対象とされてきた総合商社についても、総合商社斜陽論のもった事実認識の不十分さについて、商社金融の展開基盤を商社による株式所有・持合い関係の展開のなかに求められようとしている。そして、事業兼営持株会社の方向を進める商社と、独禁法第10条の規定との関連を明らかにし、独占禁止法の問題点をすどくえぐり出している。総合商社批判が昨今、理論的にも、運動的にもゆきづまりを見せているとき、著者が提出された視点は、現代企業体制の原点からの理論の再構築を求めるものとなっているように思われる。

本書は、上述のように広範な現象を法人資本主義ないし、法人化現象なる視点からきわめて論理的に整理し、現代資本主義の体制的特長を明確に示している。同時に、従来、当該問題にかんする理論展開の立脚した方法、とくに株式会社論がとった方法に、一定の反省を提起している点を看過することはできない。著者が、機能論的接近と実体的把握との関連として明らかにし、前者から後者へという従来の方法の欠陥を指摘している点、それは明白である。これを株式会社論についていえば、株式会社における二つの「本質」、資本集中と支配集中とが、もっぱら機能論的に把握されてきている現状に一定の批判を提起したことは、本書の重要な貢献の一つと考えてよいだろう。著者が、株式所有関係、換言すれば、資本所有関係の具体像ののっとなって、法人資本主義なる総括的概念を措定されたことは、今後の株式会社論に一つの方向を指示することになるのではなからうか。このことから、著者による経営者支配論、相互持合いによる相互支配の理論的な深化を期待したいところである。

また、現代資本主義のもとの支配的資本が、依然として金融資本であることが、株式所有関係の解明を通じて論定さるべきこと、いな論定されうることを示唆している点、大いに共感するところである。

(日本評論社、1975年、A5判、266頁)

飯田 裕 康 (経済学部教授)